

# 確定拠出年金関係税制改正要望について

平成20年6月  
厚生労働省年金局

## 平成20年度税制改正要望の結果

### 【要望の趣旨】

確定拠出年金は、公的年金と相まって老後の一定の年金水準を確保するものであるが、平成16年改正により公的年金の水準が低下することから、その重要性はますます高まっており、企業型確定拠出年金における個人拠出の導入等により、国民の老後の生活の安定を図る必要がある。

### 結 果

#### 1. 企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除の適用

現在、企業型確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で、個人拠出を認め、これを所得控除<sup>(注)</sup>の対象とする。

(注) 現行の個人型に適用されている小規模共済控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とする。

#### 2. 個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大

確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金を実施していない企業の従業員についても、個人型確定拠出年金の加入を認める。

#### 3. 個人型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

個人型確定拠出年金（他の企業年金がないサラリーマン）の拠出限度額を引き上げる。

(現行)	(要望)
1. 8万円	→ 2. 3万円

#### 第四 検討事項

5 少子・長寿化が進展する中、年金制度の一環である確定拠出年金について、その制度改革の議論や公的年金制度改革の動向等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金における拠出の実態、各種企業年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、その課税のあり方について必要な検討を行う。

## 平成19年度税制改正要望の結果

### ① 拠出限度額の引上げ

#### <要望内容>

企業型及び個人型の拠出限度額を引き上げる。

#### <結 果>

長期検討とする。

### ② 中途脱退要件の緩和

#### <要望内容>

企業を退職することにより企業型から直接脱退する要件(現行、資産残高1.5万円以下など)を緩和する。

#### <結 果>

企業型確定拠出年金の加入者が、退職して個人型へ移換された場合、少額資産者(資産額25万円以下)については、2年間運用指図を行うこと等を要件として、個人型からの脱退を認める(被用者年金一元化法案の一部)。

### ③ 資格喪失年齢の引上げ

#### <要望内容>

現在、60歳で資格喪失となるが、企業が60～65歳の間の資格喪失年齢を定めた場合、60歳以降も継続して掛金拠出を行うことを可能とする。

#### <結 果>

要望どおり(被用者年金一元化法案の一部)。